

第 9 5 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 1 4 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 1 5 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 1 5 条第 2 項中「勤務時間条例第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を「足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年足立区規則第 9 号。以下「勤務時間規則」という。）第 2 5 条の 3 第 4 項の規定による第 1 号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第 1 号子育て部分休暇」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第 2 5 条の 3 第 6 項に規定する第 2 号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第 1 号部分休業を承認することができない。

第 1 5 条第 3 項本文中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同

項ただし書中「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、前項の規定にかかわらず、第1号部分休業を承認することができない。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき
当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき
当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の3第4項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することができない。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第6項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業を請求する場合における改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。